

指定管理者選定基準

農林業ふれあい施設

○花畑園芸公園

○福岡市市民リフレッシュ農園

・今津リフレッシュ農園

・立花寺緑地リフレッシュ農園

令和 7 年 7 月

福岡市農林水産局

農林業ふれあい施設 指定管理者選定基準

1 前提

選定委員は、指定管理者の候補者について本市が選定するうえで参考となる意見を述べるにあたり、下記の点を十分考慮して行う。

- 団体の考え方や業務への取組姿勢が公の施設を管理するにふさわしいものであるか。
- 提案内容が優れており、団体の人材や経験を活かした実現性の高いものとなっているか。

2 選定基準及び審査項目

指定管理者は、

- 市民の正当かつ公平な利用を確保することができる者であること。
- 施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られる者であること。
- 施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

が求められることから、選定基準及び審査項目を下記のとおり定める。

(1) 施設運営の考え方（5点）

施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。

<審査項目>

- ・団体の理念
- ・指定管理業務の運営方針

(2) 業務遂行力（90点）

施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。

<審査項目>

①経営の安定性（10点）

- ・団体の経営状況

②年間計画（20点）

- ・維持管理及び運営業務の年間計画
- ・効率的でかつ的確な維持管理・運営の方策や、業務水準の向上の取組等

③要員配置計画及び必要な人材の確保・育成計画（２５点）

- ・業務実施体制（業務分担、人員配置等）
- ・本部と現地との連携体制（本部が別の場合）
- ・勤務ローテーション
- ・人員の雇用形態や任用計画
- ・管理運営に特に必要となる人材（知識及び経験）の確保
- ・地場中小企業、高齢者、障がい者等の雇用拡大に配慮した取組
- ・人材の育成計画等

④危機管理・安全対策（２０点）

- ・通常の管理における、利用者及び従業員の事故等の防止策
- ・通常の管理における、利用者及び従業員の事故等発生時の取組
- ・災害等の緊急時における取組
- ・指定管理期間中の事業実施に支障が出ないための方策

⑤個人情報の保護・情報公開・暴力団排除・コンプライアンス向上（５点）

- ・個人情報保護、情報公開、暴力団排除、コンプライアンス向上の取組

⑥環境への配慮（１０点）

- ・環境に配慮した取組

（３）施設の効用の発揮（８０点）

施設の効用を十分発揮できる団体であるか。

<審査項目>

①利用者サービスの質の確保・向上（２５点）

- ・利用者サービスの質の確保及び向上の取組
- ・高齢者や障がい者等に対する配慮や取組
- ・利用者の苦情や要望に対する取組

②効果的な集客・利用促進（２５点）

- ・効果的な施設のＰＲ、幅広い層に効果的な集客方法等
- ・来場者数増に向けた利用促進の方策

③地域やボランティアとの連携（１０点）

- ・近隣地域やボランティア団体等との連携や関係づくり

④効率的運営、効率化への取組（２０点）

- ・市民サービスの向上につながる事業やイベントの実施等
- ・経費節減に向けた提案
- ・収入向上に向けた将来的な取組等

（４）収支計画（２０点）

提案内容に見合った無理のない収支計画であり、かつ効率的な管理運営ができる団体であるか。

＜審査項目＞

- ・令和８年度収支計画

（５）地場中小企業の活性化（５点）

＜審査項目＞

- ・地場中小企業の活性化及び育成を図るため、応募団体（グループの場合、構成団体のいずれか）が以下の要件に該当する場合に加点する。

地場企業（※１）であり、かつ中小企業（※２）である。 ただし、みなし大企業（※３）を除く。	５点
地場企業である。	３点

※１ 地場企業とは

福岡市に主たる事務所を有している団体。

（法人の場合、法人登記上の住所（本店）が福岡市内にある団体）

※２ 中小企業とは

業種	中小企業（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金	常時雇用の従業員
① 製造業・建設業・運輸業・その他（②から④を除く）	３億円以下	300人以下
②卸売業	１億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※中小企業とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」の定義による（個人は除く）なお、中小企業基本法上の中小企業者の定義における「会社及び個人」に通常該当しないと考えられる社会福祉法人やNPO法人、事業協同組合や社団・財団法人についても、上記に準じて取り扱う。

※３ みなし大企業とは

次の①～⑤に該当する者は、大企業とみなす

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企

業が所有している中小企業

② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業が所有している中小企業

⑤ ①～③に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業

〔参考：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金における「みなし大企業」の定義〕

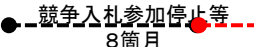
（６）団体運営における法令等の遵守状況（審査項目に該当する場合、５点を減点）

法令等を遵守した運営を行う団体であるか。

＜審査項目＞

- 参加者の構成員が、過去に福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第１及び別表第２に掲げる措置要件に該当し、一般競争入札参加停止及び指名停止（以下、「競争入札参加停止等」という。）の措置を受けていた場合で、本事業の公募資料の公表日に競争入札参加停止等期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止等期間と同期間が掛かる場合に、当該構成員が含まれる参加者に対し、減点評価を行う。

【評価対象の事例】

		公表日	
事例１	減点対象		同期間8箇月
事例２	減点対象外		
事例３	参加資格なし		同期間8箇月

（７）指定管理業務における不適切行為（該当する場合、５点を減点）

＜審査項目＞

- 参加者の構成員が、令和８年４月１日から遡って５年の間に、本市での指定管理業務において、不適切な行為により「業務の停止」や「改善指導（厳重注意）」を受けたことがある場合は、当該構成員が含まれる参加者に対し、減点評価を行う。

（８）最低制限基準について

以下の最低制限基準を満たさない団体は、選定から除外する。次点候補者の選定及び応募団体が１団体のみであった場合も同様とする。

＜最低制限基準＞

- ・評価点の平均が、１１７点以上

３ 選定方法

（１）ヒアリング（第２回選定委員会）

施設ごとに、申請団体順（先着順）に提案事項についてプレゼンテーション及び質疑応答を行い、選定委員がそれぞれ、審査項目（上記２（５）（６）（７）を除く）ごとにＡからＥの５段階で評価し、評価シートに記入する。

○１団体につき２５分

・プレゼンテーション	１０分
・質疑応答	１５分

○５段階評価の基準は次のとおりとする。

評価区分	評価基準
A	非常に優れている
B	優れている
C	適切な提案がなされている
D	やや劣っている
E	劣っている

（２）事務局による集計

①選定委員による評価シートの５段階評価結果について、審査項目の配点に基づき、選定委員ごとに各団体の評価点を集計するとともに、上記２（５）（６）（７）に該当する団体についてはそれぞれ加点又は減点を行う。

団体ごとに評価点の平均を算出し、最低制限基準に満たない場合は、これ以降の集計及び審査から除外する。

②選定委員ごとに、評価点が高い団体から順に、５点、４点、３点、２点、１点、６位以降は０点として順位点をつける。

③各団体の選定委員全員分の順位点を合計した総合順位点を集計し、上位５団体を最終審査候補とする。

なお、順位点が同点の者については、①及び②の「評価点」を「Ａの個数」に置き換えて同様の集計を行い、同点の場合は、順位の優劣が決定するまで「Ａ

の個数」を「Bの個数」、「Cの個数」、「Dの個数」と順に置き換えて集計を行い、完全に同点の場合は事務局の集計は終了し、選定委員の協議によって優劣を決めることとする。

(3) 最終審査（第3回選定委員会）

総合順位点上位5団体の中から、選定委員で協議の上、指定管理者の候補者に関し、選定委員会としての順位を決定する。

なお、選定委員が協議を重ねても、評価が分かれ団体の優劣がつけがたい場合は、選定委員の多数決により決定し、同数の場合は総合順位点により決定する。総合順位点が同点の場合は委員長が順位を決定する。

選定委員会は、この結果を市へ報告する。

(4) 市による選定

市は、選定委員会の報告を受け、選定委員の個別意見等を総合的に勘案して指定管理者の候補者を決定する。

4 評価シート（配点表）

施設名 _____

団体名 _____

選定基準	審査項目	評価					配点	
(１)施設運営の考え方 (５点)	・団体の理念 ・指定管理業務の運営方針	A 5	B 4	C 3	D 2	E 1	5	
(２)業務遂行力 (90点)	①経営の安定性	A 10	B 8	C 6	D 4	E 2	10	
	②年間計画	A 20	B 16	C 12	D 8	E 4	20	
	③要員配置計画及び 必要な人材の確保・育成計画	A 25	B 20	C 15	D 10	E 5	25	
	④危機管理・安全対策	A 20	B 16	C 12	D 8	E 4	20	
	⑤個人情報の保護・情報公開・ 暴力団排除・コンプライアンス向上	A 5	B 4	C 3	D 2	E 1	5	
	⑥環境への配慮	A 10	B 8	C 6	D 4	E 2	10	
(３)施設の効用の発揮 (80点)	①利用者サービスの質の確保・向上	A 25	B 20	C 15	D 10	E 5	25	
	②効果的な集客・利用促進	A 25	B 20	C 15	D 10	E 5	25	
	③地域やボランティアとの連携	A 10	B 8	C 6	D 4	E 2	10	
	④効率的運営、効率化への取組	A 20	B 16	C 12	D 8	E 4	20	
(４)収支計画 (20点)	・令和８年度収支計画	A 20	B 16	C 12	D 8	E 4	20	
(５)地場中小企業の活性化 (5点)		地場中小 5		地場 3		その他 0		5
(６)団体運営における法令等の遵守状況		該当しない 0		該当する -5点				—
(７)指定管理業務における不適切行為		該当しない 0		該当する -5点				—
評価点		個数	A	B	C	D	E	12
		点数						200

選定委員名 _____

(記入例)

施設名 施設 1

団体名 X 団体

選定基準	審査項目	評価					配点
(1) 施設運営の考え方 (5 点)	・ 団体の理念 ・ 指定管理業務の運営方針	A 5	B 4	C 3	D 2	E 1	5
(2) 業務遂行力 (90 点)	① 経営の安定性	A 10	B 8	C 6	D 4	E 2	10
	② 年間計画	A 20	B 16	C 12	D 8	E 4	20
	③ 要員配置計画及び 必要な人材の確保・育成計画	A 25	B 20	C 15	D 10	E 5	25
	④ 危機管理・安全対策	A 20	B 16	C 12	D 8	E 4	20
	⑤ 個人情報の保護・情報公開・ 暴力団排除・コンプライアンス向上	A 5	B 4	C 3	D 2	E 1	5
	⑥ 環境への配慮	A 10	B 8	C 6	D 4	E 2	10
(3) 施設の効用の発揮 (80 点)	① 利用者サービスの質の確保・向上	A 25	B 20	C 15	D 10	E 5	25
	② 効果的な集客・利用促進	A 25	B 20	C 15	D 10	E 5	25
	③ 地域やボランティアとの連携	A 10	B 8	C 6	D 4	E 2	10
	④ 効率的運営、効率化への取組	A 20	B 16	C 12	D 8	E 4	20
(4) 収支計画 (20 点)	・ 令和 8 年度収支計画	A 20	B 16	C 12	D 8	E 4	20
(5) 地場中小企業の活性化 (5 点)		地場中小 5	地場 3	その他 0			5
(6) 団体運営における法令等の遵守状況		該当しない 0			該当する -5 点		—
(7) 指定管理業務における不適切行為		該当しない 0			該当する -5 点		—
評価点	個数	A 2	B 4	C 5	D 1	E 0	12
	点数	144					200

選定委員名 A 委員

(具体例)

<事務局による集計>

- (1) 審査項目の配点に基づき、選定委員ごとに各団体の評価点を集計するとともに、上記 2 (5) 及び (6) に該当する団体についてはそれぞれ加点又は減点を行う。

A委員 X団体：139点 Y団体：150点 Z団体：137点

B委員 X団体：153点 Y団体：135点 Z団体：148点

- (2) 選定委員毎に、評価点が高い団体から順に、5点、4点、3点、2点、1点、6位以降は0点として順位点をつける。

A委員 (1位) Y団体 (評価点150点) → 順位点5点

(2位) X団体 (評価点139点) → 順位点4点

(3位) Z団体 (評価点137点) → 順位点3点

B委員 (1位) X団体 (評価点153点) → 順位点5点

(2位) Z団体 (評価点148点) → 順位点4点

(3位) Y団体 (評価点135点) → 順位点3点

- (3) 各団体の選定委員全員分の順位点を合計した総合順位点を集計し、得点上位5団体を選定する。

X団体 A委員 順位点4点

B委員 順位点5点 → 総合順位点9点 (1位)

Y団体 A委員 順位点5点

B委員 順位点3点 → 総合順位点8点 (2位)

Z団体 A委員 順位点3点

B委員 順位点4点 → 総合順位点7点 (3位)

参考資料
選定基準・審査項目シート

(1) 施設運営の考え方		
	○団体の理念、指定管理業務の運営方針	5 点
(2) 業務遂行力		
①経営の安定性	○団体の経営状況	10 点
②年間計画	○維持管理及び運営業務の年間計画 ○効率的でかつ的確な維持管理・運営の方策や、業務水準の向上の取組等	20 点
③要員配置計画 及び必要な 人材の確保・ 育成計画	○業務実施体制(業務分担、人員配置等) ○本部と現地との連携体制(本部が別の場合) ○勤務ローテーション ○人員の雇用形態や任用計画 ○管理運営に特に必要となる人材(知識及び経験)の確保 ○地場中小企業、高齢者、障がい者等の雇用拡大に配慮した取組 ○人材の育成計画等	25 点
④危機管理・安全 対策	○通常の管理における、事故の防止策 ○通常の管理における、事故発生時の取組 ○災害等の緊急時における取組 ○指定管理期間中の事業実施に支障が出ないための方策	20 点
⑤個人情報の保護・ 情報公開・暴力 団排除・コンプラ イアンス向上	○個人情報保護、情報公開、暴力団排除、コンプライアンス向上の取組	5 点
⑥環境への配慮	○環境に配慮した取組	10 点
(3) 施設の効用の発揮		
①利用者サービスの 質の確保・向上	○利用者サービスの質の確保及び向上の取組 ○高齢者や障がい者等に対する配慮や取組 ○利用者の苦情や要望に対する取組	25 点
②効果的な集客・ 利用促進	○効果的な施設のPR、幅広い層に効果的な集客 ○来場者数増に向けた利用促進の方策	25 点
③地域やボランティアと の連携	○近隣地域やボランティア団体等との連携や関係づくり	10 点
④効率的運営、 効率化への取組	○市民サービスの向上につながる事業やイベントの実施等 ○経費節減に向けた提案 ○収入向上に向けた将来的な取組等	20 点
(4) 収支計画		
	○令和8年度収支計画	20 点
(5) 地場中小企業の活性化		
	○中小企業の活性化に係る評価に関する申立書	5 点
(6) 団体運営における法令等の遵守状況		
	○福岡市における競争入札参加停止措置に関する申立書	※

(7) 指定管理業務における不適切行為		
	○令和8年4月1日から遡って5年の間に、本市での指定管理業務において、不適切な行為により「業務の停止」や「改善指導（厳重注意）」を受けた実績	※
＜評価点 合計＞		200 点

※ 審査項目に該当する場合、5点を減点